

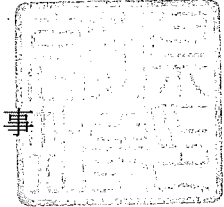


4 高都計第 371 号

令和 5 年 1 月 13 日

高知県都市計画審議会会長 様

高知県知事



須崎都市計画区域における建築基準法第 51 条ただし書きによる  
産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により特定行政庁が許可する  
場合、都市計画審議会において敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要  
がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。



4高建指第799号

平成5年1月11日

都市計画課長 様

建築指導課長



産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（依頼）

うえのことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により特定行政庁が許可する場合、都市計画審議会において、都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり審議会へ付議願います。

産業廃棄物処理施設(建築基準法第51条ただし書  
の規定による許可申請)の敷地の位置について

申請者:住友大阪セメント株式会社 高知工場 工場長 青木 秀起

名称	位置	敷地面積 (㎡)	備考
産業廃棄物処理施設 (プラスチック類破碎処理)	須崎市神田字大峰3796番	681,976.11	

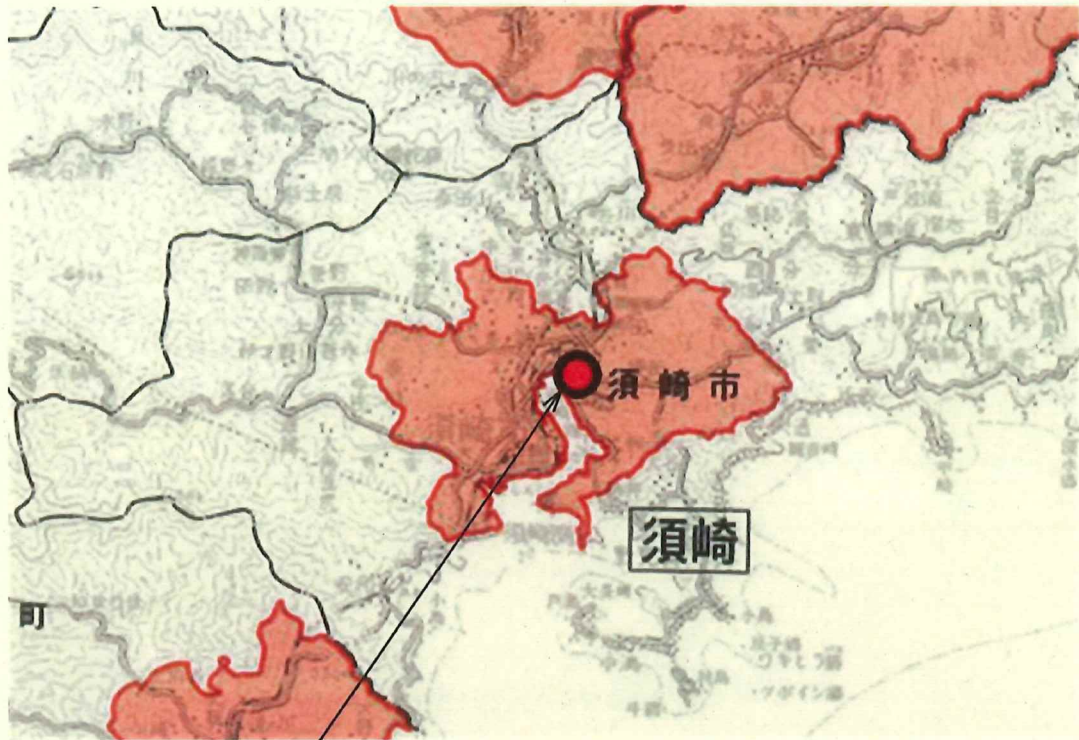
## 【理由】

本施設では、廃プラスチック類のセメント熱量化を計画している。  
本計画は、従来最終処分(埋め立て)されている難破碎物や異物を多く含む廃プラスチックを廃プラスチック破碎設備で破碎し、本施設が製造するセメントの焼成工程の熱量に新たに加えるものである。  
廃プラスチック類のセメント熱量化を行うことにより、石炭等の化石燃料の保存と資源循環を両立させ、更には廃棄物最終処分場の延命化に貢献することを計画目的とする。

## 【施設の概要】

設置者住所	須崎市押岡123番地
氏名	住友大阪セメント株式会社 高知工場 工場長 青木 秀起
施設の種類	産業廃棄物処理施設
破碎する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類
設置場所	須崎市神田字大峰3796番
処理能力	10t/時間(1日の処理能力:240t/日)

位置図（須崎市都市計画区域）



敷地の位置：須崎市神田字大峰 3796 番